令和８年第３回知名町議会定例会議事録（一部抜粋）

○外山利章議長

日程第２、議案第５５号、訴えの提起についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

改めまして、おはようございます。

本日、議場内には、傍聴席にたくさんの町民の方が傍聴をされております。平素から本町行政及び議会運営等につきまして多大なるご理解、ご協力をいただいていることに対しまして、まずもって感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、議案第５５号につきまして提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第５５号は、訴えの提起の案件であります。

本案は、令和７年第４回知名町議会定例会における議案第７４号、令和８年第１回知名町議会定例会における議案第２２号において、本町の元職員による公金詐取により町に生じた損害について、当事者間においてのその賠償及び支払い方法を定める和解案が否決されたことを受け、訴えを提起するため、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○川畑光男議員

裁判上の和解の可能性とその後の対応について、訴訟を提起した場合でも、判決に至るまでの過程で裁判所から和解が努められる可能性があると考えます。

そこで伺います。

今回の訴訟について、裁判所から和解が努められた場合、本人の収入や資産など現実の返済能力を踏まえて返済額や返済期間などの条件が検討され、これまで町が提案してきた和解案と同様に、本人の経済状況に応じた返済状況が示される可能性はあるのでしょうか。

さらに、このような和解案が裁判所から示された場合、町としては和解に応じることも選択肢となるのか、それとも判決を求めて訴訟を継続する考えなのか、併せて伺います。

○西　富士雄総務課参事

民事裁判の中で訴訟を進めていく中で、もし相手側がこの裁判について争うことはないということであれば、当然、裁判所からそういった和解の可能性が出てくるということはあると思います。どういった内容になるかについては、裁判所が相手側とまたこちら側との調整になって、それを踏まえて和解案が示されるものと思います。

その和解案が出てきた場合に、町としてそれをどうするかについては、町として受け入れる場合でも、これは議会の議決が必要でございますので、その内容を見て都度、皆様にご提示をして、それを議案として出すのかどうかというところをお示ししたいと思っております。

○川畑光男議員

回収可能な財産の有無について、仮に町が裁判で勝訴したとしても、本人に支払うだけの財産がなければ直ちに全額回収できるわけではありません。

そこで伺います。

現時点で、町は、元職員から３，７１９万２，３９０円の全部、あるいは相当程度回収できる預貯金、不動産その他の財産を把握しているのでしょうか。また、これまでの和解協議の時点から現在までに新たに把握した回収可能な財産があるのか、併せて伺います。

○西　富士雄総務課参事

こちらとしましては、昨年度末、それから今年の４月、私どもの顧問弁護士から相手方の弁護士にどういった財産があるかということについて調査をして、資料の提出を受けてございます。

ご質問にありました３，７００万円程度の金額を一括で払えるような財産はないというような報告を受けておりまして、現在、４月の段階で頂いている資料で見ましても、その額を払えるだけの財産はないというふうには把握をしております。

○川畑光男議員

これまで町が提案した和解案では、元職員は３，７１９万２，３９０円全額の債務を認める内容となっていました。一方、裁判となれば、相手方には町の請求内容や損害額について争う機会があります。

そこで伺います。

これまで町が認めていた損害額や個々の行為について、訴訟の中で改めて争われる可能性はあるのでしょうか。また、その場合、裁判が長期化する可能性や町の請求が全額認められない可能性について、町はどのような考えでいるのでしょうか、伺います。

○西　富士雄総務課参事

裁判の流れにつきましては、住民説明会、それから議会の皆様にも資料を提示してございますが、民事裁判が始まりまして、訴訟の提起をして、口頭弁論、それから証拠調べ等があると思います。その中で、もし相手方が、町のほうにこういった過失もあるんではないかというような過失相殺の抗弁というのがあるということでございますが、そこでそういった主張をしてきた場合に、さらにその証拠調べとか、実際町に過失があるのかどうなのか、裁判の中で調べることになると思います。もし、その中で裁判所が町の過失を認めた場合について、どれぐらいの割合でそれを認めるかどうか分かりませんが、当然この額から一定程度の額を引かれた額で判決になるかというふうに思っております。

それから、もし裁判、こういった争うことになった場合については、当然、どの程度延びるか分かりませんが、１年、それからそれ以上になる可能性もあるということで弁護士から伺っております。

○外山利章議長

質疑ほかにございませんか。

○福川勝久議員

訴訟費用について伺いたいと思います。

今回の民事訴訟には約４００万円程度の費用がかかるとの説明がありました。この約４００万円は、具体的にどのような費用を見込んだ金額なのか、詳細が分かれば教えていただきたいと思います。

○西　富士雄総務課参事

今回、この裁判費用につきましては補正予算のほうで計上してございますけれども、第一審着手金としまして１３８万６，０００円でございます。それから成功報酬としまして２７７万２，０００円となっております。これにつきましては弁護士事務所の規定に基づいてされておりますが、本町はこちらの弁護士事務所と顧問契約してございますので、数十％割り引いた上での金額となっております。

○福川勝久議員

また、今回の事件では、管理監督責任として町長、副町長、当時の担当課長、会計課長等が給料の減額、減給等を受けています。その総額が幾らになるのかと、その減額された分は町の会計上でどのように扱われているのか、併せて伺います。

○西　富士雄総務課参事

昨年の６月議会で、町長と副町長の給与については、条例の特例で町長が３０％、それから副町長が２５％の減がございました。町長のほうで３０％ですので二十数

万円になると思います。副町長が２５％で１５万円でございますので、それに６か月掛けると二百二、三十万円になると思います。

職員の分は、すみません、具体的に申し上げることが、個人情報になると思いますので申し上げられませんので、給料の１０％の６か月分を減額して支給をしているということでございます。

これについては、一旦支給をした後に収入として受けるわけじゃございませんので、減額をしたものとして支給をしておりますので、予算の執行がないということになると思います。

○福川勝久議員

最後、町長に伺います。

これまで、公正証書つきの月３万円の返済を受ける和解と、約４００万円をかけて裁判をすることについて、経済的合理性の説明が弁護士のほうからもありました。しかし、今回の事件は、障害者や障害児など支援を必要とする方々に関係する公金が不正に扱われた重大な事件だと思います。今回の訴訟は、単にお金を回収するだけではなく、責任を明確にすることと、被害を受けた方々やその家族への思い、そして行政の信頼を取り戻すことも含めた訴訟だと私は考えます。

町長は、今回の訴えの提起を何のために行うものと考えているのか、お伺いします。

○今井力夫町長

元職員の公金の詐取につきましては、今議員がお話ししたように障害者に本来支給されるべき金額がだまし取られたという形になります。しかし、障害者の皆さんに対しましては、町のほうから別途、もらうべき金額については支給する形をもって実施させていただいておりますし、該当しない者につきましては、本人がもらうべきものではない者につきましては、それを支給しない形で精査しております。

今回、この提起をしたのは、先ほど理由で申し上げました。第１回目のときに皆さんに和解の提案をしました。そのときには皆さんは１週間という期限内では難しいという判断で、内容には問題はないと。内容等については、皆さんは特に問題とするものではないということで、それでしたらということで３か月置きまして、令和８年の１回目の議会に同じような内容で提案をしました。そしたら、４つの理由から皆さんが今度は中身について反対するということがございました。

そのときに議会の皆さんから出たのは、町民にしっかり説明をすべきじゃないかということでございましたので、当然このことは町民に説明をしなきゃいけないこと、そのものずばりでございます。ただ、議決事項ですので、議員の皆さんに説明

する前に町民の皆さんに私の口から説明するのは議会軽視になりますので、そういう意味で、私は改めて１回目の議会の後に、６月の議会では早々に提起すべきではないかというご意見もございましたので、町民のご意見を１回、私なりに聞いてから判断もしていかなきゃいけないし、ただ、そこには、議会で否決されておりますので、議会軽視にならないような配慮も当然していかなきゃいけないというようなことがございます。

５か所の場所で町民の皆さんに、改めて私がなぜ和解案を必要とするのかということは、大きな理由で３つ申し上げました。

一つは、本人から今回のことでは大変申し訳なかったという謝罪の手紙が来ております。そして、全額、私は弁済する方向で考えておりますという本人の強い意思もあるし、それからもう一つは、罪は罪として刑事裁判が当然もう進められておりますので、先ほど沖永良部警察署とも連絡を取りまして、その後、進展具合はどうなっているのかと、刑事裁判についてはどうなっているのかという話を聞いたところでございます。もう警察のほうも双方弁護士と面会して事情聴取を終わっておりますと、検察のほうであとはいつ裁判に動くかというのを検討している今の段階であるということを聞いております。そのように本案につきましては刑事裁判も同時に進行させておりますので、刑事裁判によって本人の行った罪については問われるであろうということがございましたので、私のほうでは和解をすべきじゃないだろうかという案に達したところです。

それから、一番大事に私が思っているのは、本人が大変申し訳ないと謝罪の手紙も書いてきたり、弁護士を通じて手紙を頂きました。我々、人道的立場というものの考え方も必要じゃないのかと。罪を犯した人たちが、ある刑事裁判できちんと罪を償うことになります。そして、その人が次、罪を犯さないように更生する、そういう機会というのを我々はきちんと与えるべきじゃないのかと。沖永良部の堅気を私、感じますところによりますと、島の人たちは非常に寛大さを持っていると思います。一度罪を犯した人が立ち直る機会を十分に与えながら、その罪をしっかりと償っていけるような社会、そういう社会がこの沖永良部にはあるのではないかなということを感じました。

ですから、人道的立場として、本人が今後、このことをしっかり胸の中に置いて、今後の人生をしっかり正道の道を歩みながら、迷惑をかけた者に対してはしっかりと弁済していくという、その気持ちを我々はしっかりと尊重していきたいなというのが大きな１番でございます。

２つ目は、何といっても弁護士のほうから、こういう法律の専門家の皆さんが、

類似した事件を何度も経験している弁護士の皆さんから、本案について和解をしたほうが、町にとっての利点があるのではないかという説明を度々受けております。この弁護士とのやり取りというのは、議員の皆さんにも何度も、数回、弁護士とウェブ会議や直接本人と会って皆さんからの質問を受けていただきました。専門家の意見から、本案については和解すべき事項ではないかなというふうに判断しております。

また、この弁護士の皆さんは、類似事件について何度も裁判に携わってきた。そういう経験から、例えば１億円以上の、県内においてもこのような公金詐取はありましたけれども、それにおいても年間３３万円の返還ということで和解をして、現在それが進められているというような過去の事実の中から判断しております。

３点目は、何といっても４００万円以上の、新たに町が裁判費用として町民の税金を、４００万円以上のお金をこの裁判に費やすことが本当に町民が望んでいることなのか、もう少し別のところにこの四、五百万円という裁判費用は投入すべきじゃないのかというようなことも考えているのではないかと、そういう話を５か所の説明で私はしてまいりました。その中で私が受けたのは、町民の皆さんが、罪は罪としてしっかり償わさなければいけないだろうということはしっかりとキャッチしました。その中で、私が申し上げました３つの理由を考えて、町民からは、この裁判については和解を進めるべきじゃないかというのを、町民から直接、話合いの中で聞いております。

そういうことも踏まえて、私としては和解案を進めていくべきではないかと思いましたけれども、２回否決されておりますので、そういう意味では議会の意思も尊重して、今回は裁判する方向でいかがですかということで私は提案してありますので、そういうふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○外山利章議長

ほかに総括的質疑。

○長山美香議員

町長が行われました町民への説明会、一度出席いたしました。そこで初めて耳にする言葉がありました。本人からの謝罪の手紙が来ているということでした。私たち、何度も行政の方、そして弁護士から説明を受けてきました。その中で一度もこの言葉を聞いていません。なぜ町民と語る会、町民への説明会の中で初めてこの言葉が出てきたのか、伺います。

○今井力夫町長

本人といろいろと弁護士間の間でやり取りをしている中で、私のほうからも、しっかりと本人が反省し、罪を償おうという意思があるのかというのを確認したいという申出をしたことはありまして、３月半ばほどに、本人から弁護士を通じて手紙が来ておりましたので、そういうことで３月議会の中で皆さんに説明する時間的なものはありませんでした。そういうことで皆さんへの手紙自体を皆さんに見せることは、これは弁護士の許可を得なきゃいけないことでございますので、直接皆さんにその手紙を見せるということはできないものではないかと考えております。

以上です。

○長山美香議員

たしか３月以降にも弁護士から説明、またこちら側の質問に答えていただく時間を設けました。対面でもありました、７月に。そのときにも一切この言葉は出てきませんでした。私たち、一部の情報を知らされていなかったのではないかという疑念を抱きます。どうでしょうか。

○今井力夫町長

皆さんへの情報提供、こういう手紙が来ております、こういうものがありますという一つ一つの情報につきましては、全てを私どもが皆さんに提供できるかどうかというのは、いろいろ思案しなけりゃいけないところがあると思います。また、本人が、町、そして町民に対して大きな迷惑をかけたということは、いろいろな機会で別の文言を使いまして伝えてきた経緯がありますので、手紙が来て、手紙の中でこうありますよというのをるる説明することは省いてきました。それと類似した情報は既に皆さんに提示してありますので、弁護士のほうからもそういう、本人が後悔していると、反省しているというのは、弁はあったと思います。

以上です。

○長山美香議員

議会には具体的な説明がなく、町民と語る会でそれが最初に出てきたということ、この事実は、私たちも重く受け止めて今後いかないといけないと思います。

以上です。

○外山利章議長

総括的質疑ございませんか。

○福井源乃介議員

まず、さきの６月定例会において議会が和解について二度否決したということは、民事裁判すべきという決定であり、これは議会の総意であり、私も裁判には賛成します。これが議会ですという発言を、まずここで撤回をいたします。

撤回の理由は、既に６月定例会の議事録が作成をされており、議事録の訂正、取消しのための撤回表明であります。また、従来の民事裁判はすべきでないと、公正証書和解をすべきであるとの主張との整合性を担保するために撤回をするものであります。ご了承ください。

それでは質疑を行います。

この訴えの提起が可決をされた場合、訴訟提起から判決の確定、その後の債権回収までの期間をどれくらい想定していますか。

○西　富士雄総務課参事

裁判所で審理がされまして、もし相手方が争う事実がございませんというのであれば、弁護士に伺ったところ、早くて判決まで３か月程度だろうというようなお話は伺っております。ただ、先ほど申し上げたとおり、過失相殺の抗弁等があった場合、裁判が延びることがありますので、それに応じて債権の回収に時間はかかるというふうに思っております。

○福井源乃介議員

想定の話で申し訳なかったんですが、今回、訴訟費用として４５０万円が一般会計補正予算に計上されております。先ほど質問の中で答弁もありましたが、このほかに、例えば全国の金融機関に対して財産があるなしの調査であるとか、強制執行した場合の新たな費用も発生するのか、その辺はどうなっていますか。

○西　富士雄総務課参事

判決後にもし一括で払わない場合については強制執行することになると思います。強制執行する場合につきましては、今ある財産、分かっている範囲でいきますと、例えば給与等があると思いますが、そういったものを差押えを行うということになります。その強制執行の訴えの手続につきましては、弁護士が裁判所を通して行いますが、１回当たり１０万円程度かかるというふうに伺っております。その後、ほかに財産がないかというところの調査を、財産調査を行いますが、それにつきましても１件当たり１０万円程度かかるというふうに伺っております。

○福井源乃介議員

和解案について、先ほど来あるように議会が二度も否決をしたということで、やむなく民事裁判せざるを得ないのが今の状況であります。

果たして、この裁判によって町民の損害回復につながると、町長、お考えでしょうか。

○今井力夫町長

この事案をどう解決していくのか、進めていくのかというのを、多くの町民にと

ってはなかなか分かりにくい部分が多々あったのではないかなと思います。ほとんどの人が裁判ということを経験されておりません。刑事裁判というのがあって、もう一つは民事裁判というのがある。これがどう違うのかというようなこと自体も、ほとんどの町民の皆さんはなかなか理解しにくいところがあるのではないかなと思います。

私自身、この民事裁判の在り方については、私が知る以上のものが、弁護士からいろいろレクを受けて、なるほど、そういうふうな仕組みになっているんだと。例えば民事裁判をして判決が出た、強制執行するときに、その強制執行するにしても一回一回その費用というのがかかってくるとか、そういうものについて町民の皆さん、なかなか理解しにくいところがあるんじゃないかなと。私自身も当然そこまでは理解しておりません。

今回のこの訴訟を行うことが、じゃ、町民の心的な疲労というのを和らげることができるのかと申しますと、なかなかそれについて、裁判をやったから皆さんがああ、そうだそうだと思うのか、裁判しなくて経費を、これ以上の町の負担を減らすことができた、そっちをよしとするのかというのは、それぞれのお考えを持った町民がいらっしゃると思います。

ただ、何度も申し上げましたけれども、町民会議、５か所回った中で、町民から私が受けたのは、本来は訴訟すべきではないというようなのが大半だったんじゃないかなと。それから、今週でしたか、区長会がありました。区長会で、２１名の区長がいらっしゃいます。１９名の区長さんたちは、訴訟すべきではないという判断を私に下しております。

こういうふうなものを踏まえると、本来はこの事案について、私は訴訟すべきではないのではないかなと。そのことが果たして全ての町民の思いを酌んだものになるかどうかというのは、これはなかなか想定しにくい部分があると思いますので、その辺についてはなかなかこうだという回答は、議員のご質問にずばり回答することはなかなか難しいのではないかなと。

○外山利章議長

先ほど福井議員から発言の撤回がございましたが、既に会議が終了しております。現時点での意思表明は可能ですが、会議録等から削除できないことはお伝えをしておきます。置き換え等も、それは可能ではありません。

ほかに総括的質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで本案に対する総括的質疑を終わり、次にページによる質疑を行います。

１ページ、別紙まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論あり」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論ありと認めます。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

○川畑光男議員

議案第５５号、訴えの提起について、反対の立場から討論いたします。

初めに、元職員によって本町に生じた３，７１９万２，３９０円の損害について、その責任は厳正に問い、生じた損害回復を取るため、町民の財産を可能な限り回収すべきであることに何ら異論はありません。その上で、今回議会に提案されているのは、元職員に対し損害賠償請求に係る民事訴訟を提起するための議案であります。したがって、この議案については、責任追及の必要とは分けて、訴訟という手段を選択することが町民の損害回復にとって適切であるという観点から判断する必要があると考えます。その観点から、これまで確認された事実と本日の質疑を踏まえて申し上げます。

まず、訴訟を提起して、必ず判決までに進むとは限りません。裁判の途中で裁判所から和解を勧められる可能性があります。これまで町が二度にわたり提案してきた和解案についても、本日の経済状況を踏まえた返済内容となっていました。今回訴訟を提起した後に裁判所の和解となった場合にも、本人の収入や資産など現実の返済能力を踏まえて返済額や返済期間などの検討をされ、結果として、これまでと同様に返済能力を踏まえた和解となる可能性があります。

また、仮に町が勝訴しても、３，７１９万２，３９０円が直ちに回収できるわけではありません。実際の回収は、本人にどの程度預金や不動産などの財産があるかに左右されます。さらに、これまでの和解案では、本日は全額の債務を認める内容となっていました。しかし訴訟となれば、相手方には町の請求内容や損害額について改めて争う機会があり、裁判が長期化することや町の請求が全額認められない可能性があります。費用についても考えなければなりません。

今回、訴訟に係る当初の費用として４５０万円が計上されています。さらに判決

後、支払いがなければ財産調査や強制執行などが必要となり、追加の費用が生じる可能性があります。今回の問題で最大に大切なことは、裁判をすること自体ではありません。３，７１９万２，３９０円という町民の損害をいかに多く、いかに確実に、そして合理的に回収するかということであります。

私は、以上のような実際の回収の見通し、裁判上の和解の可能性、訴訟が長期化するリスク、そして訴訟から実際の回収までに要する費用などを総合的に考えた結果、今回の訴訟という手段を選択することが、町民の損害回復を取るための合理的な方法であるとは判断できません。

以上の理由から、議案第５５号の訴えの提起について反対いたします。

以上、反対討論といたします。

○外山利章議長

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○福川勝久議員

本議案、訴えの提起について、賛成の立場から討論いたします。

まず初めに、これまでの私自身の判断について申し上げます。

最初に和解案が議会へ提出された際、私は反対討論を行いました。その際、私は、和解案の内容そのものについて賛成、反対を申し上げたわけではありません。私が問題としたのは、これほど重大な案件でありながら、議案が議会の１週間前に示され、その限られた期間の中で町民の代表である私たち議員が十分に調査、検討し、責任を持って判断することができるのかという点でした。

このことについて、そのときは和解案の内容には反対していなかったのではないかと受け取られるかもしれません。しかし、私の考えは違います。当時は和解案に賛成するにも反対するにも十分な判断材料と検討する時間が足りないと考えたからこそ、内容について最終的な判断を申し上げなかったのです。これほど重大な問題について十分に理解できない状態で結論を出すことが、私は議員として無責任だと考えました。だからこそ、まず時間をかけて考えるべきという意味で反対したものです。

その後、３月定例会においても、改めて和解案が審議され、別の議員から反対討論が行われ、議会は再び和解案を否決しました。

そして、今回、９月定例会において、民事訴訟を行うための訴えの提起が議案として提出されています。最初の和解案が示されてから、今日まで時間がありました。その間、町から説明を受け、議会でも議論し、私自身も和解条件、返済期間、回収可能性、訴訟に必要となる費用、そして、何よりも今回の事件そのものの重大性に

ついて考えてきました。その上で、今回、私は自分の判断を明確に申し上げます。

これまで町からは、民事訴訟を行えば４５０万円の費用が見込まれること、裁判をして勝訴したとしても全額回収できる保証はないこと、一方、和解すれば月３万円であっても返済を受け続けることができるという説明がありました。私はその経済的合理性について理解しています。４００万円は町民の大切な税金です。決して軽く考えているわけではありません。また、裁判を起こせば必ず全額回収できるとも考えていません。町の財政を預かる執行部が、費用と回収可能性を比較して和解を選択しようとした考え方そのものを私は否定するものでありません。

しかし、私たち議員が今回問われているのは、経済的合理性を理解できるか、できないかではないと思います。私が、そこが一番重要だと考えています。

今回の事件は、単なる公金の損失ではありません。本来、障害者や障害児をはじめ行政の支援を必要とする方々のために適正に取り扱われる公金が、行政職員という立場を利用して不正に取り扱われた事件です。幾ら取れたのか、毎月幾ら返ってくるのか、裁判に幾らかかるのか、もちろんそれらを考えることは必要です。しかし、それだけで判断していい問題ではないと私は考えます。

町民の中には、回収できるか分からない、裁判に４００万円を使うより毎月３万円でも返してもらったほうがいいという考え方もあると思います。その考えも一つの町民の声であり、私は否定するものでありません。

しかし、もう一つ、私たちが忘れてならない町民目線があります。実際にこの制度を利用している方々、障害のある方々、障害のある子供を育てているご家族、そして行政を信頼して支援を受けている方々です。その方々が今回の事件をどのような思いで見ているのか、私はその視点も行政も議会も決して忘れてはいけないと思います。未払いとなっていた支援金等について金銭的な清算がなされていたとしても、それが全て元に戻るわけではありません。行政への信頼、制度への安心感、そして支援を必要とする方々やその家族が受けた不安や不信感、それらはお金を清算しただけで解決するものではないと思います。

今回の事件について、元職員本人だけではなく、管理監督責任として町長、副町長、当時の担当課長、会計課長等についても給料の減額や減給等の措置が取られています。町自身がそれだけ重大な事件であり、行政側にも管理監督上の責任があったことを認識した上での対応であったと私は受け止めています。だからこそ、今回の問題を最後まで行政としてどのように処理するのか、そこまで含めて町の責任ではないでしょうか。

私は、裁判をすることそのものが目的だと考えていません。また、相手を必要以

上に追い詰めるために裁判するべきだとも考えていません。民事訴訟によって法的な責任を明確にすること、回収できる財産があれば法に基づいて可能な限り回収すること、そして、町として被害を受けた方々、その家族、その町民に対して、行政としてできることを最後まで行ったと説明できるところまでの責任を果たすこと、私はそのための訴えの提起であると考えています。

また、４５０万円という訴訟費用についても申し上げます。今回の事件では、町長、副町長及び関係職員が管理監督責任として給料の減額、減給等を受けています。私はこれを、単純にそのお金を裁判費用に充てればいいとも申し上げるものでもありません。しかし、今回の事件によって行政側も一定の責任を負い、財政上の影響も生じていることを含めて考えれば、訴訟費用４５０万円という数字だけを切り取って議論することも適切ではないと考えます。重要なのは、その４５０万円の費用を使って何をするかです。裁判を起こして終わりでは意味がありません。勝ったとした場合には、その後の債権回収までしっかり取り組む、法的に可能な範囲で財産状況を確認し、回収できるものについては回収する、必要があれば専門家と協議し、利用できる法的手段について検討する、そこまで行って初めて、町民に対して説明ができる訴訟になるのではないでしょうか。

そして、これまで和解案に反対してきた議員の判断についても、執行部の皆さんに理解していただきたいことがあります。私たちは経済的合理性が分からないから反対してきたのではありません。町長の説明を理解していないわけでもありません。理解した上で、それでも今回の事件はそれだけでは判断できないと考えているのです。毎月３万円でも返済を受けたほうが町の財政にとって得なのか、約４５０万円を使って裁判するほうがいいのか、その比較だけで今回の問題を判断するのであれば、確かに答えは分かりやすいかもしれません。

しかし、行政には数字だけで表すことができない責任があります。被害を受けた方々にどう向き合うのか、行政職員による不正に対して町としてどのような姿勢を示すのか、失われた行政の信頼をどう取り戻すのか、そして、二度と同じような事件を起こさないために何をするのか、そこまで含めて判断するのが今回の議案だと私は考えています。

最初の和解案が提出された際、私は判断する時間が足りないと申し上げました。あのときの内容について明確な賛否を申し上げなかったことを私は曖昧な判断だと思っていません。分からないことがあるからこそ時間をかけて確認し、考えた上で判断する、それも議員としての責任だと思っています。あれから十分な時間がたちました。説明を聞きました。議論も重ねました。私自身も考えてきました。だから、

私は今回の訴えの提起に賛成します。

ただし、賛成して裁判を起こせば、それで私たち議会の責任が終わるわけでもありません。むしろ、ここからが大切だと思います。訴訟がどのように進んでいるのか、実際に幾ら費用がかかったのか、判決後の債権回収をどのように行うのか、町がどこまで責任を持って取り組んでいるのか、議会として継続して確認していかなければなりません。そして、町においても、訴訟の経過や債権回収の状況について、議会と町民に対して丁寧に説明していただきたいと思います。

今回の事件を単なる金銭上の損得だけで終わらせてはいけない。経済的合理性も考える。町民の税金も大切にする。しかし、同時に被害を受けた方々の思いを大切にする。行政としての責任を明確にする。そして、失われた町民の信頼を取り戻していく。私は、その全てを考えた上で訴えの提起が必要であると判断いたしました。

以上の理由から本議案に賛成します。議員各位のご賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

○外山利章議長

次に、原案に反対者の発言を許可します。

○福井源乃介議員

議案第５５号、訴えの提起について、福井源乃介が反対討論を行います。

私は、令和７年１２月定例会での議案第７４号、和解について、令和８年３月定例会での議案第２２号、和解について、刑事裁判と並行して民事裁判をすべきではなく、公正証書和解が最善の策として賛成をしましたが、二度にわたり否決をされました。

今議会で提案されている議案第５５号、訴えの提起について、民事裁判すべきではないという立場から反対を表明します。

改めて申し上げれば、法律の専門家である双方の弁護士が協議を重ねて、法的知見で合意をし、これに知名町と本人も合意。既に４者合意が成立。また、本人が就職先を確保して返済するという意思と、収入状況によっては返済額を増額することも可能となっています。さらに、返済が滞る事態になれば強制執行も担保されており、これらを無視することは断じてできません。

また、民事裁判をしても裁判所が和解勧告する可能性もあり、新たな裁判費用、議案第５６号、令和８年度知名町一般会計補正予算（第４号）に弁護士委託料として４５０万円が計上されております。知名町への損害発生を看過することは議会人として決してできません。

したがって、従来から申し上げているとおり、公正証書和解が最善の策であり、

議案第５５号、訴えの提起については、議会人としての自覚と責任と誇りを持って強く反対するものであります。

以上です。

○外山利章議長

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○長山美香議員

議案第５５号、訴えの提起について、賛成の立場から討論いたします。

私は、本議案に賛成いたします。今回の事件については、既に刑事告訴が行われ、刑事事件として捜査、そして裁判へと進むことになります。そのため、刑事裁判をしているのだから民事裁判までする必要はないのではないか、公金を返してもらうのであれば公正証書で和解すればよいのではないかという意見があります。しかし、私は、刑事裁判と民事裁判はその目的も役割も全く違うと考えます。だからこそ、今回の事件では、刑事裁判だけで終わらせるのではなく、刑事と民事その両方からこの問題に向き合う必要があります。

まず第１に、刑事裁判では町の行政上のミスや管理責任そのものが十分に審理されるわけではありません。刑事裁判で問われるのは、基本的に被告人が犯罪を行ったのかということです。しかし、町民が本当に知りたいのはそれだけでしょうか。なぜこの不正を長時間防ぐことができなかったのか、なぜチェック機能が働かなかったのか、なぜもっと早く発見できなかったのか、町の管理体制に問題はなかったのかということではないでしょうか。これらは犯罪を行った本人の刑事責任とは別の問題です。だからこそ、刑事裁判だけでは、町民が知りたい、なぜ防げなかったのかという部分まで十分に明らかにすることはできません。

第２に、刑事裁判だけでは町としての説明責任を十分に果たすことはできません。刑事裁判は、基本的には国が被告人の刑事責任を問うための裁判です。刑事裁判において町は当事者であり、町自身の行政責任を説明することはありません。しかし、今回の事件は、町の公金に関する問題です。だからこそ、町は何をしていたのか、管理体制に問題はなかったのか、町は何を反省し何を改めるのか、これらについて行政自身が町民に説明しなければなりません。刑事裁判に任せておけば説明責任が果たされるということではないと私は考えます。

第３に、再発防止のためにも民事裁判が必要です。再発防止策は、これから気をつけます、電子決済になりシステムが変わったので大丈夫、だけではいけません。なぜ事件が起きたのか、どこに管理上の問題があったのか、どの手続が機能しなかったのか、そこを事実に基づいて整理して初めて、だからこの仕組みを変えますと

いう具体的な再発防止につながります。刑事裁判で明らかになる事実と行政の管理責任を検証するために必要な事実は、必ずしも同じではありません。だからこそ、民事裁判を通じて事実と責任を整理し、その結果を再発防止につなげる必要があります。

そして第４に、公正証書による和解だけでは、町民から見た透明性に大きな課題が残ります。もちろん、公正証書には一定の条件の下で強制執行ができるという重要なメリットがあります。しかし、公正証書は、基本的には当事者間の合意を公正証書にするものです。町民から見れば、どのような経緯でその金額になったのか、責任についてどこまで認めたのか、町自身の管理責任はどうだったのか、なぜその返済条件になったのかということが見えにくくなります。結果として、大きな公金の問題が当事者同士の非公開の話合いだけで終わったという印象を町民に与えてしまうおそれがあります。

私は、行政への信頼を回復するためには透明性が不可欠だと思います。議会において、これまで公正証書による和解案が認められなかったことにも、私はこの透明性と説明責任という視点があると考えています。

ここでもう一度申し上げます。刑事裁判と民事裁判は競合するものではありません。役割が違うのです。刑事裁判では、犯罪を行ったのか、その刑事責任をどうするのかを問う。民事裁判では、町にどのような損害が生じたのか、誰がどこまで責任を負うのか、町自身の管理上の問題はなかったのか、その損害をどのように回収するのかを整理する。そして、その過程を通して再発防止と町民への説明責任につなげていく。だからこそ、刑事裁判も必要、民事裁判も必要なのです。

また、仮に民事裁判の中で、町側にも管理上の過失があったとして過失相殺が認められることがあったとしても、私は裁判を避けるべきではないと考えます。むしろ、町側に問題があったのであれば、それを明らかにすることこそ再発防止の出発点です。元職員が悪かったで終わらせるのではなく、なぜ町は防げなかったのかまで検証する。そこから本当の再発防止が始まるのではないでしょうか。

公正証書の和解と民事裁判の和解は効力が違います。公正証書の和解ではなく、民事裁判で和解を含む責任を法的に確定させることに、後からの蒸し返しを防ぐ既判力、将来の回収という意味もあります。既判力とは、裁判所が一度決めた決定は、後からやっぱりあれは無効だと覆すことができないという強力な法的効力のことです。公正証書の合意だけでは、後になって相手から、あのときの契約は無効だ、内容が苛酷過ぎると訴訟を起こし直される隙を残してしまいます。判決や裁判所の和解という裁判所の判断を経ることで、二度と法的な争いを蒸し返さない確実な決着

をつけることができます。

また、今、相手方に十分な財産がなくても、将来、財産や収入が生じる可能性があります。だからこそ今のうちに町の権利を確実にしておく必要があります。確定判決や判決上の和解によって確定した権利には、原則として１０年の消滅時効のルールがあります。今取れないから諦めるのではなく、今取れなくても将来回収できる状況をつくる、そのためにも民事裁判があります。将来、給与や貯金、不動産、相続財産など回収の対象となる財産が生じたときに町が権利を行使できるよう、確かな法的根拠を残しておくことが重要です。

最後に申し上げます。今回の民事訴訟は、誰かを責め続けるものではありません。町民の財産を守るためのものです。町政への信頼を取り戻すためのものです。そして、二度と同じような事件を起こさないためのものです。刑事裁判だけでは、町の管理責任までは十分に明らかになりません。公正証書だけでは、町民から見た透明性と説明責任に課題が残ります。だからこそ、刑事は刑事として責任を問う、民事は民事として損害と責任を明らかにする。そして、その結果を再発防止につなげる。私はこの３つをしっかりと行うことが、町民の信頼を取り戻すために必要だと考えます。

公金は、町長のものでも職員のものでもありません。町民一人一人の財産です。その財産が失われた以上、町は最後まで責任を持って回収に努め、同時になぜ防げなかったのかを検証し、町民に説明しなければなりません。そのための第一歩が今回の訴えの提起だと考えます。

議案第５５号は、裁判費用を使うかどうかだけで判断する議題ではありません。これは、町民の財産と信頼を私たちはどう守るのかを問う議案です。私は、その責任から逃れず正面から向き合うために、本議案に強く賛成いたします。議員各位のご賛同を心よりお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○外山利章議長

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第５５号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔「起立少数」〕

○外山利章議長

起立少数です。

したがって、議案第５５号、訴えの提起については否決されました。